〇国立大学法人埼玉大学授業料その他の費用に 関する規則

平成16年4月1日 規 則 第 6 9 号

平成17.12.22 17規則39 改正 平成17. 2. 3 16規則200 19規則21 平成18.11. 9 18規則131 平成19. 4. 1 平成20. 1.24 19規則90 平成19.10.25 19規則80 平成20. 3. 1 19規則97 平成21. 3.26 平成21. 6.26 21規則29 平成21. 7.23 21規則47 平成22.10.28 22規則51 平成22.12.16 22規則60 平成24.10.25 24規則41 平成26. 3.20 25規則48 令和元.12.23 元規則37 令和2.2.6 元規則39 令和 2. 3.27 令和 2.11.26 元規則68 2 規則25 令和4.9.29 4規則15 令和 5. 3.16 4 規則67

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学則第60条及び第64条並びに国立大学 法人埼玉大学大学院学則第40条の規定に基づき、本学における授業料その他の費 用に関して定めるものである。

(授業料、入学料及び検定料の額)

- 第2条 本学において徴収する授業料(幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。)、 入学料(幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。)及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、別表第1のとおりとする。
- 2 本学において定めた修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学において定めた修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。
- 3 小学校、中学校及び特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行つた場合に徴収する検定料の額は、別表第2のとおりとする。

(授業料の徴収方法)

- 第3条 授業料(幼稚園の保育料及び特別支援学校の高等部の授業料を除く。以下同じ。)の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の二期に区分して行なうものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。
- 2 前項の授業料は、前期にあっては4月1日から5月31日までの間(以下「前期 徴収期間」という。)、後期にあっては10月1日から11月30日までの間(以下

「後期徴収期間」という。) に徴収するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、生徒又は学生の申出があつたときは、前期に係る 授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものと する。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項 の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可す るときに徴収するものとする。

(入学の時期が徴収期間の始めの月後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が前期徴収期間又は後期徴収期間(以下「徴収期間」という。)の始めの月後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下「月割額」という。)に入学した日の属する月から次の徴収期間前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(転入学等の授業料)

第5条 転学、編入学又は再入学(以下「転入学等」という。)をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(復学及び転入学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

- 第6条 前期又は後期の中途において復学又は転入学等をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、月割額に復学又は転入学等の日の属する月から次の徴収期間前までの月数を乗じて得た額とし、復学又は転入学等の日の属する月に徴収するものとする。ただし、当該授業料相当額を納付済みである場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、復学又は転入学等の日の属する月が4月又は10 月であるときは、その翌月末日までに徴収するものとする。

(学年の中途で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

- 第7条 特別の事情により、学年の中途で卒業又は課程を修了する者から徴収する 授業料の額は、月割額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月 に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が学年の始めの月後 であるときは、前期徴収期間に徴収するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業又は課程を修了する月が後期の中途であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期徴収時期に徴収することができるものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が10月であるときは、当月末日までに徴収するものとする。

(退学の場合における授業料の額)

第8条 後期徴収期間前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の 2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げ るものとする。)とする。

(修業年限等を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了すること を認められた者に係る授業料及び徴収方法の特例)

- 第9条 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の中途で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の月割額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が学年の始めの月後であるときは、前期徴収期間に徴収するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業又は課程を修了する月が後期の中途であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期徴収期間に徴収することができるものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が10月であるときは、当月末日までに徴収するものとする。
- 3 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

(保育料の徴収方法等)

第9条の2 幼稚園の保育料は、各年度に係る保育料について、子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第30条の11第3項の規定に基づく施設等利用費により徴収するものとする。

(特別支援学校高等部の授業料の徴収方法)

- 第9条の3 特別支援学校の高等部の授業料は、各年度に係る授業料について、次のとおり徴収するものとする。
 - (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の認定を受けた者(以下「受給権者」という。) 授業料の月額に、受給権者が当該年度の月の初日に在学する月数を乗じて得た額を同法第7条に規定する

代理受領をすることにより徴収したものとみなす。ただし、代理受領の額が当該年度の授業料の額に満たない場合は、その差額を当該年度の3月末日までに 徴収する。

(2) 受給権者以外の者 授業料の月額に当該年度の月の初日に在学する月数を乗じて得た額を当該年度の3月末日までに徴収する。

(入学料の徴収方法)

第10条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第11条 検定料は、入学及び転入学等の出願を受理するときに徴収するものとする。ただし、風水害等特別の事情により、検定料の納付が困難な者に対しては、 検定料を免除することがある。検定料の免除については、別に定める。

(寄宿料の額及び徴収方法)

- 第12条 寄宿料の額は、別表第3のとおりとする。
- 2 寄宿料を徴収する期間は、寄宿舎に入居した日の属する月から退去する日の 属する月までとする。
- 3 国際交流会館の寄宿料は、前項に定める期間の各月の分をその月に徴収する ものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。
- 4 学生宿舎の寄宿料は、第2項に定める期間の各月の分をその月に徴収するものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾にかかる額を、その際徴収することができるものとする。
- 6 国際交流会館を月の中途で寄宿料の額が低い居室から寄宿料の額が高い居室 に移った場合は、その月に差額を徴収するものとし、月の中途で寄宿料の額が 高い居室から寄宿料の額が低い居室に移った場合は、既納の寄宿料は返還しな いものとする。
- 7 国際交流会館を9月又は3月に退去する場合であって、当該月の入居期間が1 5日以下のときの寄宿料の額は、別に定める。
- 8 国際交流会館の入居期間が4月に満たない場合の寄宿料の額は、別に定める。
- 9 学生宿舎を入居若しくは退去する月の入居期間が15日以下のとき又は3月が 入居許可期間の末月のときの寄宿料は、その月の寄宿料の額の2分の1に相当 する額とする。

(学位論文審査手数料)

- 第13条 学位論文審査手数料は、別表第4のとおりとする。
- 2 学位論文審査手数料は、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

(免除等)

- 第14条 経済的理由により授業料その他の費用の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められるとき又はその他やむを得ない事情があると認められるときは、国立大学法人埼玉大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則に定めるところにより、授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 2 学業及び人物ともに特に優秀と認められる者に対し、国立大学法人埼玉大学成績優秀者の授業料の免除に関する規則に定めるところにより、授業料の一部を免除することができる。
- 3 産業教育振興法に基づく内地留学生および科学教育研究室の研究生の授業料等は、徴収しない。ただし、科目等履修生として単位認定を受ける場合は、授業料を徴収する。
- 4 大学間協定に基づく、転入学に伴う入学検定料及び入学料は、学長が特に必要 と認めた場合は、これを徴収しないことができる。

(環付等)

- 第15条 本規則により納付された検定料、入学料、授業料、寄宿料及び学位論 文審査手数料は還付しない。ただし、次に掲げる場合は、検定料、入学料及び 授業料の還付を行う。
 - (1) 第11条の規定に基づき検定料を納付した者が、学部において、出願書類等による選抜(以下「第一段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第二段階目の選抜」という。)を行う場合、第一段階目の選抜において不合格となった者が、第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たときは、これを還付する。
 - (2) 第11条の規定に基づき検定料を納付した者が、個別学力検査出願受付後に 大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格であることが判明し、 検定料の返還を申し出たときは、納付された検定料のうち第二段階目の選抜 に係る額と同額を還付する。
 - (3) 国立大学法人埼玉大学検定料の免除に関する規則第5条の規定により免除を願い出たときは、罹災証明書の提出に基づき、検定料を還付する。
 - (4) 第10条の規定に基づき入学料を納付した者が、入学料の全額又は一部を免除された場合は、当該免除相当額を還付する。
 - (5) 第3条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき授業料を納付した者が、授業料の全部又は一部を免除された場合は、当該免除相当額を還付する。
 - (6) 第3条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき授業料を納付した者が、 前期にあっては4月30日まで、後期にあっては10月31日までに休学を申し出、

学長の許可を受けた場合には、納付した者の申出により当該許可を受けた休学 期間の授業料相当額を還付する。

- (7) 第3条第3項又は第4項の規定に基づき授業料を納付した者が、後期徴収期間前に休学又は退学した場合(前号で定める場合を除く。)には、納付した者の申出により後期分授業料を還付する。
- (8) 第3条第4項の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3月31日までに入学を辞退したときは、納付した者の申出により当該授業料 相当額を還付する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以降の年度において入学した者に係る授業料の額は、第2条第1項の規定による額とし、平成10年度以前に入学した者にかかる授業料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定について(平成14年11月1日文部科学事務次官通達14文科高第519号)に準じて取り扱うものとする。
- 3 幼稚園にあっては、平成15年度以前の入学者にかかる授業料は、70,800円とす る。

附 則 (平成17. 2. 3 16規則第200)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17.12.22 17規則第39)

この規程は、平成17年12月22日から施行する。

附 則 (平成18.11.9 18規則第131)

この規程は、平成18年11月9日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則第21)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19.10.25 19規則第80)

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成20. 1.24 19規則第90)

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則第97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成21. 3.26 21規則9)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21. 6.26 21規則29)

この規則は、平成21年6月26日から施行する。

附 則 (平成21. 7.23 21規則47)

この規則は、平成21年7月23日から施行する。

附 則 (平成22.10.28 22規則51)

この規則は、平成22年10月28日から施行する。

附 則 (平成22.12.16 22規則60)

この規則は、平成22年12月16日から施行する。

附 則 (平成24.10.25 24規則41)

この規則は、平成24年10月25日から施行する。

附 則 (平成26. 3.20 25規則48)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元.12.19 元規則37)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、前日から引き続き入居する者については、なお従前の例による。

附 則 (令和2.2.6 元規則39)

この規則は、令和2年2月6日から施行する。

附 則 (令和2.3.27 元規則68)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和 2.11.26 2 規則 25)

この規則は、令和2年11月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和4.9.29 4規則15)

この規則は、令和4年9月29日から施行し、令和4年9月分の寄宿料から適用する。

附 則 (令和5.3.16 4規則67)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (授業料、入学料及び検定料) 第2条第1項関係

区 分	授業	料 (円)	入学料(円)	検定料(円)
学部(夜間において授業を行 う学部を除く。)	年額	535,800	282,000	17,000
夜間において授業を行う学部	年額	267, 900	141,000	10,000
大学院の研究科	年額	535,800	282,000	30,000
幼稚園	月額	6, 100	31, 200	1,600
特別支援学校の高等部	月額	400	2,000	2, 500
研究生	月額	29,700	84, 600	9,800
科目等履修生	1 単位	14,800	28, 200	9, 800

- 注1. 学部において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、上記表に定める額にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間において授業を行う学部にあつては2,200円)とし、第二段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間において授業を行う学部にあつては7,800円)とする。
 - 2. 学部への転入学等に係る検定料の額は、上記表に定める額にかかわらず、30,000円(夜間において授業を行う学部にあつては18,000円)とする。
 - 3. 上記1及び2に係る検定料の徴収方法は、第11条の規定に準ずる。

別表第2(検定料)第2条第3項関係

区 分	検 定 料 (円)
小学校	3, 300
中学校	5,000
特別支援学校の小学部	1,000
特別支援学校の中学部	1,500

別表第3(寄宿料)第12条第1項関係

	区 分	寄 宿 料 円/月額
国	単 身 室	12,000
際		
交	夫 婦 室	24,000
流		
会	家族室	30,000
館		
	学生宿舎	19, 100

別表第4(学位論文審査手数料)第13条第1項関係

区 分	手	数	料
学 位 論 文 審 査		1件につき	57,000 円